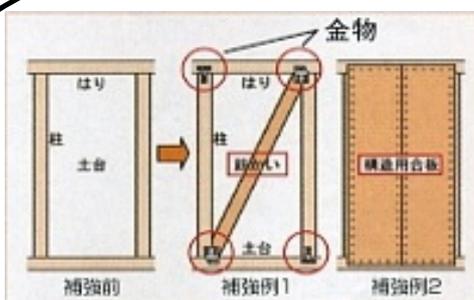


民間木造住宅にかかる補助金

平成27年度からの新設 { 民間木造住宅耐震改修費補助金(上限180万円)
民間木造住宅段階的耐震改修費補助金(上限60万円)
簡易耐震改修費(リフォーム)補助金(上限30万円)
耐震シェルター等設置補助金(1台あたり上限30万円)

飛島村で無料耐震診断を実施中！！

屋根の軽量化



<耐震改修>

耐震診断結果の判定値が
1.0(評点80点)未満

判定値を0.3以上上乗せし、
1.0以上にする耐震改修工事

<段階的耐震改修>

耐震診断結果の判定値が
0.4(評点40点)未満

0.7以上1.0未満にする
耐震改修工事

<簡易耐震改修(リフォーム)>

耐震診断結果の判定値が1.0未満

耐震性を向上させる補強工事

- ・ 居間、寝室等長い時間を過ごす部屋を補強する改修
- ・ 屋根を重い材料から軽い材料にする改修
- ・ 壁を補強する改修
- ・ 柱、梁の結合部の剛性を上げる金物にする改修
- ・ その他村長が認めた耐震上有効な改修

<耐震シェルター等>

耐震診断結果の判定値が
0.7未満

「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅

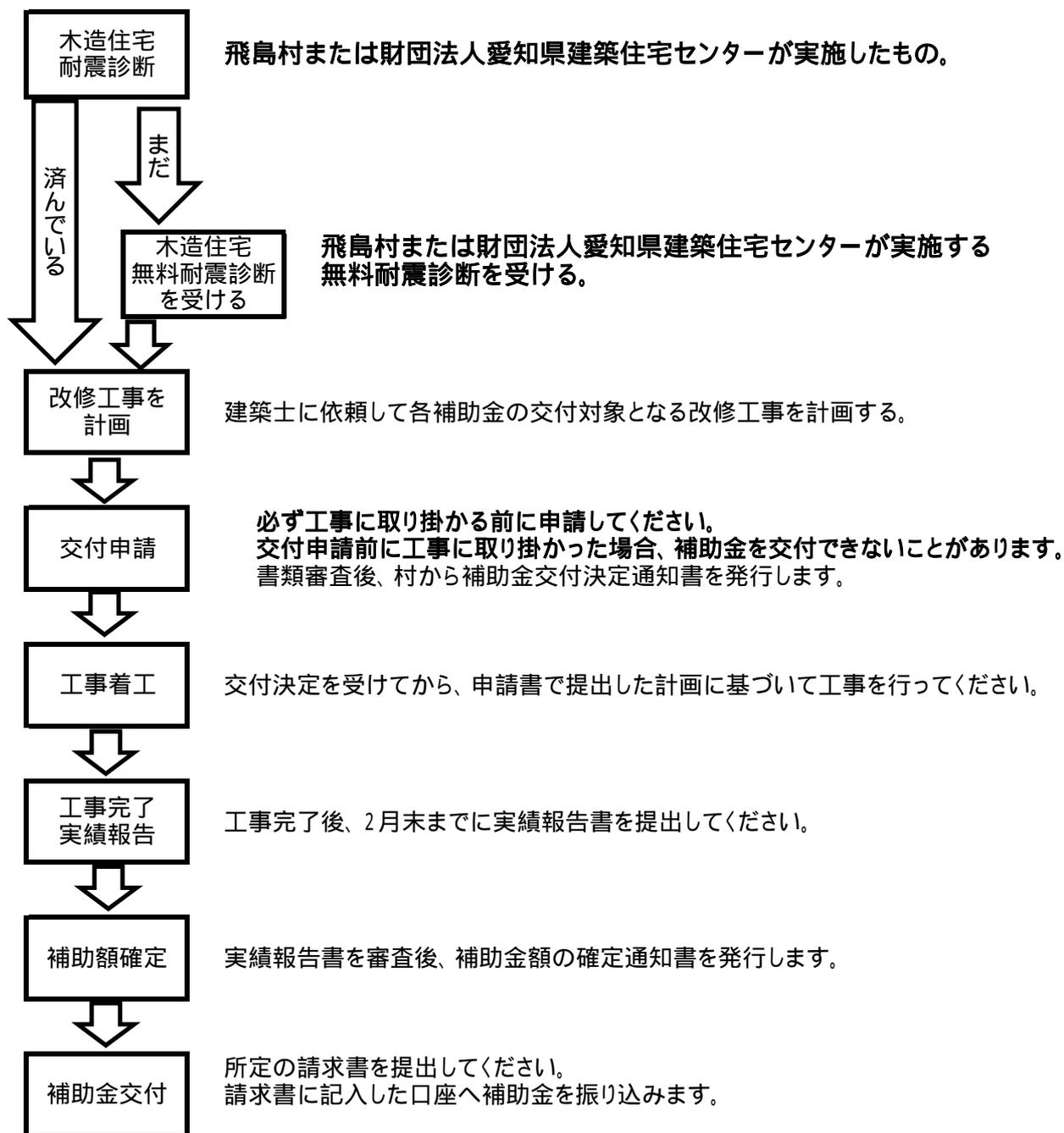
補助金の対象となる耐震シェルターや防災ベッド
を設置

耐震シェルターや防災ベッドを設置
補助金の対象となる耐震シェルター等は
建設課までご相談ください

補助金申請の流れ

交付申請は、必ず工事に着手する前に手続きしてください！

交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するように計画してください。



工事を途中で中止した場合や工事が予定どおり完了せず期限内に手続きができなかった場合は、補助金を交付できないことがあります。

申請書等は飛島村ホームページよりダウンロードできます。

お問合せ・ご相談は建設課(電話0567 - 97 - 3464)まで